

# 道路交通法の改正ポイント!

悪質・危険運転者対策  
平成25年12月1日施行

## 無免許運転等の罰則を強化

無免許運転及び無免許運転を命じたり容認した場合や、免許証の不正取得に対する罰則が引き上げられます。

### ◆無免許運転

運転免許を受けずに自動車（自動二輪を含む）や原付バイクを運転してはなりません。

改正前	改正後
1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

### ◆免許証の不正取得

改正前	改正後
1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

### ◆「無免許運転の下命・容認」に対する罰則も強化！

自動車の使用者等（事業主、安全運転管理者等）は、その業務に関し、運転者に無免許運転を命じたり、容認したりしてはなりません。

改正前	改正後
1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

## 無免許運転の幫助行為に対する罰則規定の整備

### ○自動車等を提供した場合

無免許運転をする恐れのある者に自動車（自動二輪を含む）や原付バイクを提供してはなりません。

新設
3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

### ○要求・依頼して同乗した場合

運転者が無免許であることを知りながら、自己を乗せてくれるよう要求または依頼をして、その運転者の運転する自動車（自動二輪を含む）や原付バイクに同乗してはなりません。

新設
2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金